

平成31年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月14日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	6
・議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	12
・議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○町長挨拶	14
○閉 会	15

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第20号

平成31年第2回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成31年3月11日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成31年3月14日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

(1) 議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例

(2) 議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成31年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成31年3月14日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前11時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
総務課長	横	山	和	弘	君		企画財政課長	内	山	雅	人	君
町民課長	若	林		智	君		建設課長	坂	上	光	昭	君

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書記	中	畝	健	一
------	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 11 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成31年第2回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。平成31年第2回長瀬町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春一番が吹き抜け、ようやく春の気配が濃くなってまいりました。議員の皆様には、新年度に向けて何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、去る3月5日、6日に定例会を開催させていただいたばかりではございますが、条例の一部改正案1件、補正予算案1件の合わせて2議案を緊急にご審議いただく必要がございますので、本日臨時会を招集させていただきました。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。これら2議案につきましては、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。議案の内容等につきましては、上程した際に改めて説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、臨時議会開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 井上 悟 史 君

2番 田村 勉 君

3番 野原 隆 男 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今臨時会に町長から提出された議案は、議案第21号から議案第22号までの2件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容等の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第4、議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第21号 長瀨町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県屋外広告物条例に基づく許可事務等が権限移譲されることに伴い事務手数料を定めたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（染野光谷君） 議案の内容等について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（坂上光昭君） では、議案第21号 長瀨町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

本条例の改正につきましては、平成31年4月1日より埼玉県から長瀨町に屋外広告物の許可に関する事務等が権限移譲されることに伴い、長瀨町手数料徴収条例に屋外広告物の事務手数料に係る規定を追加するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表により説明いたします。議案第21号 長瀨町手数料徴収条例新旧対照表をごらんください。左側が現行、右側が今回の改正案となります。下線部分のとおり、第2条第1項に第19号としまして、屋外広告物に係る許可（許可の期間の更新を含む。）の申請に対する審査手数料に関する項目、ア、広告塔1平方メートルにつき（1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算）350円、イ、広告板1平方メートルにつき（1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算）350円、ウ、紙製又は布製の立看板1個につき170円、エ、ウ以外の立看板1個につき350円、オ、掛看板1個につき700円、カ、広告幕（つり下げを含む。）1張につき350円、キ、広告旗1本につき350円、ク、電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く。）1個につき350円、ケ、標識利用広告1個につき170円、コ、アドバルーン1個につき1,750円、サ、アーチ利用広告1基につき3,500円、シ、はり紙50枚につき（50枚未満のものは50枚として計算）350円、ス、はり札10枚につき（10枚未満のものは、10枚として計算）350円、セ、自動車利用広告、（ア）、広告宣伝用自動車を利用するもの1台につき2,000円、（イ）、その他のもの1台につき800円を新たに追加するものでございます。事務の種類、内容、金額につきましては、埼玉県で行っていた業務内容、単価と同一でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

- 議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

- 7番（関口雅敬君） 1点だけ、町長にこれはお聞きしたいと思います。

県から権限移譲されるこの議案でありますけれども、町長は来年4月から職員の削減もという話が前の議会でありました。そういう中で、この権限が移譲され、看板等の問題を公平に扱っていくために、職員がかなりの私は事務等が煩雑になっていくのではないかと心配をしています。ここで、町長はこれを権限

移譲されることに提案をしてきたということで、職員の業務負担にならないかどうか、町長、お聞きいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

この権限移譲につきましては、建設課で行っていただくことになるわけでございまして、建設課に対しましてそのような職員配置をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ということは、建設課に1名を増員するのか、あるいは今の現体制でこの業務も行わせるのか、その点お伺いをいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） まだ職員の配置につきましては案が固まっておりませんので、ここでそれにつきまして決定ではございませんのでお話しするわけにはいきませんが、これは多分専門というわけにはいかないと思います。ほかの業務も行っていただくということになりますので、そのことも考慮しながら、1名増になるか、また再任用になるか、このところはまだこれからの検討課題になると思っておりますけれども、これから詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとさっき質問が全部できなかつたのですけれども、これは建設課長か町長かどちらなのでしょうね。手数料がありますよね、これ。安いのだと170円、それから高いのだと3,500円なんてあるのですけれども、これはいわゆる職員の側がそれを許可する場合に、その広告物をはかったり何かしたり、どんなふうな作業をするのでしょうか。その辺の具体的なところをどうするのか、ちょっと聞きたいなと思ったのですけれども。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 田村議員の質問にお答えいたします。

この手数料につきましては、審査手数料ということになりますので、県の条例に基づきます規格に合っているか、それが禁止地域に設置されるものでないものであるか、そういったものを審査し、大きさ等そういうものが埼玉県条例に合致しているかどうかを審査して、審査するものに対する手数料をいただくものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そういう答弁だったのですけれども、要するに許可を求める人が町に来て、図面か何かでもって見て、それで許可するという形になるわけでしょう。要するに、値段が違うものに、何か合理性がないような気がするのです、書面でやるのだとすれば。という点で、どうなのかなと思ったのですけれども、これはたしかさっきの説明によると、実費をもらうのだという話があったと思うのです。そういう点で、実費だとすれば、書面でやるのだとすれば、そんなにアドバルーンだから、でかいからいっばいお金がかかるとかというものではないのではないかと。このお金の差が出るのが、合理性がないのではないかなと思うのですけれども、この辺についてどうなのかなということなのです。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員の再質問にお答えします。

金額につきましては、先ほどの議案の説明でもいたしました。埼玉県で使っていた単価をそのまま使用しますので、合理性がというのちょっと何とも言えないですが、県のほうの使っていた審査手数料を、そのまま同額を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 3回目ですから、町長に質問します。

私も先ほども言ったのですけれども、やっぱり表現の自由との関係でどうなのかなというのは疑問が残っているのです。町長は、本来市民社会の中では、市民というのは自由にいろんなことをやって法に触れなければいいということででき上がっていると思うのですけれども、ちゃんと憲法の中に表現の自由というものがうたわれているので、私は改めてこの広告条例みたいなものは必要ないのではないかと。

例えば、先ほどの答えの中でも、でっかい看板立てて景観が悪くなるなんていう場合には、こういう広告条例ではなくて、要するに例えばそういう立てているうちに、所有物のその中に立てていて、でっか過ぎて景観を損なうとすれば、そのうちにやっぱりこれは観光立町として宝登山がよく見えなくなると。だから、それはちょっと制限してくれとかというような部分でできるのではないかと思います。特にこれは必要ないと思うのですけれども、表現の自由との関係で、町長がどういうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

田村議員おっしゃるとおり、表現は自由である。これは、法律でもそういった文言が書かれていると思います。しかしながら、自由の中にもやはり規律というものがございまして、全ての人がそうした思いでいらっしゃれば大丈夫ですけれども、そうではないので、やはりそうした法律、規則というものが定められているのだと私は思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これはどこかで徴収しなければならないというふうなことのことで、これを町に移管というふうなことだと思っておりますけれども、これをやっていくというところで確認しておきたいところが何点かありますので、お願いします。

まず、本来的には屋外広告物条例または景観条例等を町で制定していけば、多少観光地であるという独自性があるところなので、広告物等に関して規制というのですか、そんなようなものはっきりしていくのではないかなと、そんな見込みがあるのかどうかと、ちょっと1点。

それから、これ町の条例でいきますと、ちょっとアからセまであるのですけれども、許可期間基準というのがばらばらに飛んでいるのです。町のほうの、きょうの資料の17ページには、許可期間基準が3年、1年、3カ月、1カ月以内とわかりやすくなっているのですが、これが飛んでしまっているのです。これ内容は全てクリアされているのですが、この並びができれば、3年以内とかこうなっていれば非常にわかりやすいのではないかなというふうな感じがしますので、これ整理すれば見やすいかなということが1点。

あとは、これやはり差が出る場合があると。町職員の配置が云々とかありましたけれども、徴収するものと徴収抜けるものがあるというふうなところは、非常に不平とか不満とかいうことも出てくると思いますので、これは徐々に体制を整えていくというふうなことなのかどうか。そうでないと、やはりこれはいいのだ、これはまずいのだという、徴収されていないとかいうのが出てきてしまうのはまずいのではないかなという点。

それから、ちょっと先ほど幾らか聞き漏らしたかなと思うのですが、国道上であっても町の申請であるのかどうか。例えば、電柱が要するにちょっと国道とか町道に入っていると。または、横断歩道があるのですが、あの横断歩道に、仮に例えば来年度オリンピックもあります、もしも新井涼平選手なんかが出たと。のぼり旗を立てると。横断幕を立てると。今までは、県土事務所のほうに申請したのです。そういうのも全部移管されるのかなと。あと、これは申請してやるのだと思うのですが、そこも含んでいるかどうか。一応大ざっぱに4点お願いします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問にお答えいたします。

町独自の広告条例、景観条例等の制定をするのかということですが、今現在この県の広告条例に関する手続が町のほうにおりてきますので、今現在町で単独で制定するという予定はございません。

それから、あとこの……

○5番（村田徹也君） 並びですね、この年数の。

○建設課長（坂上光昭君） ああ、更新期間の。その辺は、済みません、ちょっとまだ整理がうまくできていない状態ですので、県のをそのまま使ってしまうておりますので、その辺。

○5番（村田徹也君） そのまま使っていない。というか、この表からいくと。

○建設課長（坂上光昭君） 表。

○5番（村田徹也君） きょう資料で、済みません。

○建設課長（坂上光昭君） 済みません。

○5番（村田徹也君） では、ちょっと発言。

○建設課長（坂上光昭君） 申しわけないですね、済みません。

○議長（染野光谷君） はい。

○5番（村田徹也君） きょう配られたこの資料で17ページのところを見ると、許可期間基準というのが3年、1年、3カ月、1カ月となっているのだけれども、町のほうの今回の条例にすると、それがばらばらに飛んでしまっているから、本当はこれが並んでいたほうがわかりがいいのではないのかという質問です。

○建設課長（坂上光昭君） 済みません。こちらの資料につきましては、県のほうで作成してあるものでございます。順番ですが、順番につきましては県の条例の順番でそのままやっておりますので、それは今後の検討課題となると思います。

あと、差が出るということですね。あの家の立てているものは手数料払っているけれども、こっちは払っていないとか、そういったものの是正につきましては、今現在県のほうで引き継ぎに関して調査してもらっているところがございますので、その結果に基づきまして、町のほうでまたそういったものを指導等をしていくような形になろうかと考えております。

あと、国道上につきましては、横断歩道の付近という話でしたが、こちらでいきますと横断歩道の付近というのは禁止区域になっていると思うのですが、また先ほどの説明会でも話しましたが、道路上ですと、

国道ですと道路法に基づく許可とか占用、そういったものが必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの課長の答弁によりますと、国道上は禁止区域だというふうなことなのですが、県土整備事務所では、これ申請して期間を限定して、あとのぼり旗とか横断幕は許可を得てやっていたのです。そうすると、これができなくなるということですか。今の答弁によると、県土事務所で管轄していたのがこっちへ来て、そうするとこれはそういうものについてはできなくなるよということなのですか。それとも、また県土事務所でそういう別に扱うのかということなのですが、どうも別に扱うような感じがしないので、禁止ということになるのですかという質問をしたいと思えます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 先ほどの説明会でもありましたが、国道上に設置ということだと、県土整備事務所のほうに話をしてほしいというような話をされていたと思えますので、その中で道路法に基づく規制等が出てくるというような話をされておりましたので、そちらのほうでなるかと思えます。原則禁止です。横断歩道とかそういった場合には。

〔「歩道橋だろう」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） ああ、歩道……

〔「橋のことを言ってるんですね、歩道橋」「そうそう、歩道橋」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） ああ、横断歩道ではなくて歩道橋ですか、済みません。横断歩道橋につきましては、何かいろいろ言っておりましたが、単独だとなかなか難しいけれども、町が協賛とかそういった場合は大丈夫だったというふうに、たしかそういうふうに話をされていたと思えますが。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、また後で確認ということで結構なのですけれども、それは多分禁止ということではなくて、今まで県土整備事務所が出ていたので、申請を多分町にすれば許可になるか、またはそれは県土でやってくださいというふうなことと捉えてよろしいのかなと思えますので、一応これで禁止ですよということになると。ただ、のぼり旗等については、やっぱり申請したときに国道に出ないようにしてくださいとか、そういうのはありましたので、一応できるのではないかなというふうなことで。

あと最後に、最初にも言いましたけれども、差がないような方法でというか、ぜひやっていただきたいなど。これは、要望をここで言う場所かわかりませんが。

以上で閉じます。

○議長（染野光谷君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対討論で。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 反対討論を行います。

1つは、先ほどの説明も含めて表現の自由、もちろん公序良俗に反するような表現はだめだということは、もう当然決まっていますけれども、それにしてもやっぱり表現の自由との関係で、先ほどの説明によると自分の所有物の中にどんな、いわゆる商売のものだったらいいけれども、思想、信条みたいなものはだめだというような、それはちょっと説明ありましたよね。これはおかしいということが、やっぱり1つあると思うのです。

それから、例えば日照権の問題があります。日照権、つまり自分のうちのところの前にうちを建ててしまって、日が当たらなくなってしまうというのでもめる場合には、これはこれでもって民事的な法律で裁判でもって決着つくのもあるし、いろんな意味で特別にここで広告条例をつくる必要はないのではないかと。これが反対の第1点です。

もう一つは、職員の中に先ほども出ていたようにいろんな仕事がふえるという上では、やっぱり煩雑になるという点で、これはやっぱり町にとっても、あるいは町民にとってもプラスにならないのではないかとということです。

思想、信条の自由と、物事を表現する表現の自由というのは非常に密接に関係がありますから、広告についてはなるべくフリーにすると。もちろん公序良俗に反するようなものは、これはもう当然だめだということは法律で決まっているわけです。そういう意味で、私はそういう立場から、この広告条例の一部条例改正案には反対をいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を行います。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。賛成の立場で討論をさせていただきます。

前回のときと違って、今回は先ほどの説明会でいろんな質疑ができて、疑問点が解決できたことが1点。

そして、今反対討論にもありましたが、条例はそもそも埼玉県条例であったものであって、今回はその手数料を、事務手数料の許可事務が町に移るというところが議案でございます。だから、争点がちょっと違うので、今の反対討論はちょっと私的には違うと思っております。

何はともあれ、今回の議案に対する事務手数料を定める件については賛成をしたいと思いますので、皆さんご賛同をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の概略をご説明させていただきます。平成29年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付額確定通知書が平成31年3月議会定例会前に通知されたため、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に計上することができませんでしたので、今回補正を行うものでございます。これに伴いまして、特定健康診査等負担金償還金を増額する必要が生じ、またこの財源といたしましては、3月議会定例会で基金積立金の増額補正をご承認いただきましたが、この基金に積み立てをする一部を特定健康診査等負担金償還金に充てるため、積立金の減額補正をしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるとございますので、1枚おめくりいただき、2、3ページをごらんください。第1表、歳出予算補正の第6款基金積立金13万5,000円を減額し、第8款諸支出金13万5,000円を増額し、歳出予算の総額は変わらず、10億2,089万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。歳出についてでございますが、第6款、第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金、第25節積立金13万5,000円を減額し、補正後の額を3,647万5,000円とし、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第9目特定健康診査等負担金償還金、第23節償還金、利子及び割引料を13万5,000円を増額し、補正後の額を13万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この補正の額が示されたということは、これは30年度のこの事業が大体完了したというふうなことで出されたのではないかなと思います。それでよろしいわけですね。そうだとした場合に、多分12月いっぱいまで特定健診等が終了というふうなことになったと思うのですけれども、この特定健診の受診者ですか、概数とパーセンテージ、それから保健指導の数等、今資料をお持ちでしたら、30年度はこのような数でということがわかれば非常に数値も見やすいかなと思いますので、資料を今

お持ちでしたら、お持ちでなかったら後でお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正は、平成29年度の事業の確定に伴いましての償還金でございます。一応数のほうだけは申し上げさせてもらいます。ちょっとパーセンテージは申しわけないですけども、平成29年度の特定健康診査の受診者数は416名、保健指導の受診者数は29名、ちょっとパーセンテージのほうは申しわけありません。ちなみに、平成30年度なのですが、2月末現在では502名の方が受診をされております。健康指導のほうは、申しわけありません、ちょっと資料がございませんので。それから、受診率のほうは33.6%が平成30年度2月末現在の数値となっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の一部改正案1件、補正予算案1件の重要案件につきまして慎重にご審議いただき、原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

いよいよ平成はことしの4月で終わり、5月以降は新元号になるわけでございます。4月1日には、新元号は発表されるとのことで、今からどのような元号になるのか楽しみでなりません。

皆様にとりまして、この新しい年がよき年となりますようご祈念いたしまして、閉会に当たりまして
のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これで会議を閉じます。

平成31年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 6月13日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 田 村 勉

署 名 議 員 野 原 隆 男